

Q

最近新聞で見かける民事再生手続とは、どのような手続ですか？その概要や特徴を教えてください。また、私には住宅ローンがあるのですが、収入が減って返済が滞っています。民事再生手続によって解決できるでしょうか？

~~~~~

A

### (1) 民事再生手続の概要

民事再生手続とは、平成12年4月から施行されている民事再生法に基づく、主として中小企業が自主的に再建するための法的手続です。

従来、中小企業が再建するための法的手続としては、和議法に基づく和議手続がありました。しかし、この手続は、担保権者を拘束できないという点で申し立てる債務者の側にとって使い勝手が悪く、一方で、債務者が和議手続で約束した支払方法（これを和議条件といいます）について確実に履行させる手段がないという点で債権者にとって不利益な制度でした。特に、後者の弱点により、和議手続自体が信頼性を欠く結果となってしまう、「和議法は詐欺法」と揶揄される状況になっていました。ところが、近年の長引く不況により中小企業が経済的苦境に陥ることが多発する中、再建のための適切な法制度がないために、これらの中小企業の多くが破産してしまうという事態は、社会的に大きな損失であると同時に、景気回復のための大きな足枷となります。

そこで、和議手続に代わり、申し立てる債務者にとって利用しやすくすると同時に、履行確保と透明性の点で債権者の信頼を得られるような制度を整え、さらに迅速・柔軟な処理により中小企業の自主再建を可能にするための仕組みを盛り込んで、新たに生み出されたのが民事再生手続です。

~~~~~

(2) 特徴 その1 . 自主再建であること

破産手続・会社更生手続では、裁判所が選任する管財人が財産の管理処分権を持つことになるのとは比べ、民事再生手続では、債務者自身が財産の管理処分権をもち、経営権を失わない点に特徴があります（民事再生法 § 64は例外的に管財人による管理がされる場合について定めていますが、東京地裁では管財人を選任しない運用をしているようです）。

裁判所は、ほぼ全てのケースについて弁護士である監督委員を選任しますが（同法 § 54）、監督委員は監督するだけの役割であり、経営を続け、再建を図るのはあくまでも債務者自身ということになります。

このように、債務者自身が財産の管理処分権を持つ手続のことを、D I P型手続（Debtor In Possession）と呼ぶこともあります。

~~~~~

## (3) 特徴 その2 . 債務者にとって使いやすいこと

民事再生手続は、自然人（個人）及び全ての法人が申し立てることが出来ます。つまり、主として中小企業の利用を念頭においているものの、町の八百屋さんから巨大企業まで、あるいは病院や大学もこの手続を利用することが出来ます。

また、申立ての原因を緩やかにして、経営が破綻する前に早期に手続を開始できるようにしています（同法 § 21）。

民事再生手続で最も重要な制度は、「再生計画」という制度です。申立て後、債務者は経営を続けながら再生計画を作成します。この再生計画では、債務カットや弁済期限の延長など債権者の権利変更について定められます。そして、この再生計画が債権者の決議により可決され、裁判所が認可すると、債権者の権利が再生計画のとおりに変更されます。

民事再生手続とは、究極的には、この再生計画の認可により強制的に債権者の権利を変更してしまうことを目的としているのですが、民事再生法は、再生計画可決のための要件を、出席債権者の2分の1かつ議決権総額の2分の1と相当に緩やかなものにしました（同法 § 171、172）。

つまり、荒っぽく言えば、頭数と金額で債権者の半分が同意さえすれば、嫌だと言っている人の分を含め、債権者の権利を強制的に変更することが可能であり（例えば、債務の90%をカットし、残り10%を10年かけて弁済する等）、これにより債務者の再建が図られるわけです。

この他、迅速な債権の調査・確定制度（同法 § 99～）、簡易な営業譲渡（同法 § 43）、減資・増資による資本の再構築（同法 § 154、161、183）などの仕組みが整えられています。

~~~~~

(4) 特徴 その3 . 担保権に一定の拘束を課したこと

(3)で述べたように、再生計画が認可されると債権者の権利は変更されますが、担保権や租税債権は、このような変更の対象にはなりません（同法 § 53、122）。債務者に経営権を残し、緩やかな要件で債権者の権利変更が認められてしまうこととのバランスから、担保権まで民事再生手続に巻き込むことは妥当でないからです（担保権すら変更してしまう唯一の手続は会社更生手続ですが、この手続は裁判所が管財人を選任し、極めて厳格で重装備な内容になっています）。

つまり、担保権者は、民事再生手続に拘束されず、自由に競売等の担保権の行使が出来るというのが原則です（このような担保権の地位を、民事再生法上は「別除権」といいます）。

しかし、重要な財産について無制限に競売の実行を認めれば、債務者の再建は頓挫してしまいます。そこで、民事再生法は、担保権は自由に行使できるという原則に対し、2つの例外を設けました。

1つ目は、債権者一般の利益に合致し、担保権者が不当な損害を受けないような場合には、裁判所は競売の中止を命令し、競売手続をペンディングの状態にすることが出来るというものです（同法 § 31）。

2つ目は、担保権消滅制度といい、債務者が裁判所に担保物の時価相当額を現金で納付することにより、担保権を消滅させる制度です（同法 § 148）。

ただし、競売の実行中止命令はあくまで一時的なものであり、最終的には担保権者が納得するような弁済方法を示すことが出来ない限り競売を実行されてしまいます。また、

担保権の消滅は一時に多額の現金を必要としますから、この制度が利用できる局面は、スポンサーがついていたり、M & Aがなされたりするケースに限られるでしょう。

~~~~~

#### (5) 特徴 その4 . 債権者の信頼を得るための制度を設けたこと

これまで、主として民事再生手続における債務者にとっての利点を述べてきました。これだけを見ると、経営者は変わらなくていいし、債権者の権利を強制的に変更できるしという事で、債務者にとってだけ有利で、債権者には何らメリットがないように思えるかもしれません。

しかし、民事再生手続の目的とするところは、債権者と債務者との権利関係を適切に調整することであり（同法 § 1）、言い換えれば、この手続をとることが債権者にとってもメリットがあるものでなければなりません。つまり、債権者にとってみると、今直ちに債務者が破産になり全ての財産が叩き売られて一時に換金されるよりも、債務者が営業を継続し、資産を有効活用して将来の収益から弁済を受けた方が、結局は、得る物が大きいと判断するからこそ、債務者の作成した再生計画に賛成することになる訳です。

だとすれば、民事再生手続が債権者に受容られるためには、債権者が、再生計画によった方が自分にとって利益であるということが判断できるだけの情報が与えられる事と、将来的に再生計画が確実に履行される事とが、制度上担保されなければなりません。

そこで、民事再生手続では、債権者等の利害関係人は、裁判所に存在する事件記録を閲覧・コピーできることが明確に定められました（同法 § 17）。この情報開示の制度により、債権者は再生計画に賛成することが合理的か否かが判断できる訳です。

また、再生計画がきちんと履行されるよう、再生計画認可後も、原則として3年間は監督委員が再生計画の遂行を監督し（同法 § 186、188）、再生計画不履行の場合には、債権者は別途、裁判を起こすことなく直ちに強制執行することが可能とされ（同法 § 180）、さらに債権額で10分の1以上の債権者が申し立てれば再生計画が取り消されて（同法 § 189）、裁判所の職権で破産宣告をすることとされています（同法 § 16）。

このように、民事再生手続では、再生計画の履行を怠った債務者には厳しい制裁を課しており、これにより再生計画が確実に履行されることが期待されています。

~~~~~  
(6) 民事再生手続は債務者にとって甘いばかりの手続ではないこと

今年4月の民事再生法の施行後、新聞等では、ややもすると再生計画可決の要件が緩やかなこと等の側面ばかりが強調され、民事再生手続は債務者にとって簡単に借金が棒引きになる夢のような制度であるかのような報道がなされています。

しかし、民事再生手続を申し立てることは、そのような甘いだけの話ではありません。

まず、民事再生手続の申立ては、「事実上の倒産」として、周囲の関係者からは当然に厳しい対応をされることを覚悟しなければなりません。銀行から新規融資を受けることは不可能ですし、仕入業者も原則として現金決済でしか納入してくれなくなります。また、倒産企業という事で、得意先・お客様も製品やサービスの品質に不安を持ちますから、売上げは一気に半分以下に落ちるという事もあり得ます。また、有能な従業員ほど見切りをつけて転職してしまうでしょう。

このような状況下では、経営者が必死の努力をしたとしても、些細な方向性の誤りで、あっという間に資金繰りに窮し、経営は破綻してしまいます。

また、当座の資金繰り・経営が上手くいったとしても、それと同時に合理的な内容の再生計画を作成し、銀行等主要な債権者の理解を得なければなりません。迅速な処理を旨とする民事再生手続では、申立てから再生計画の決議まで半年足らずのスケジュールです。この間に、営業を立て直しつつ、銀行等で決裁が下りるだけの書類を作成して説得して回る作業は容易なものではありません。

仮に、再生計画が債権者の決議で否決された場合には、もう後戻りは出来ず、裁判所の職権で破産宣告が下されます（同法§16）。

丁度、これからが、今年4月に申し立てられた民事再生手続が債権者決議に付される時期であり、どの程度の割合で債務者の再生計画が認可され、どの程度の割合の債務者が破産になってしまうのかが明らかになるところです。

このように、民事再生手続を選択した債務者は、再建への道は容易なものではないことを自覚する必要があります。法的手続とは言っても、裁判所も監督委員も中立的な立場であり、再建に積極的な態度を取る訳ではありません。再建できるか否かは、ひとえに債務者の自助努力に掛かっています。その意味で、債務者の代理人として弁護士が関わる場合には、単に申立書を作成して裁判所に提出するというのではなく、その後の弁護士の活動、知識・事務処理能力・交渉力等の力量が重要になってきます。

~~~~~

## (7) 住宅ローン債務者と民事再生手続

最後に、住宅ローンを抱える個人が民事再生手続で問題を解決できるかについてですが、結論として、民事再生手続は住宅ローン債務者には不向きです。

先に述べたとおり、民事再生手続は個人でも申し立てることが出来ますが、担保権は別除権として民事再生手続に拘束されません。民事再生手続を申し立てた場合には、銀行取引約定によって当然に期限の利益が失われ（銀行取引約定5 ）、直ちに債務全額と遅延損害金の支払いを求められた上に、競売の申立てをされる危険があります。

(4)で述べた担保権消滅制度が使えれば、不動産の時価が下がっているような場合には、ローン残高よりも大幅に低い金額の現金を裁判所に納付して、担保権の消滅を図ることも可能なのですが、担保権消滅制度の対象は「事業の継続に欠くことのできないもの」であり（民事再生法 § 148）、住宅には適用されないと解されます。

また、民事再生手続を申し立てるためには、裁判所に比較的高額の予納金を納める必要があります（これは、主として監督委員の報酬と監督委員が依頼する公認会計士の費用に充てられ、通常は最低でも200万円が必要となります）、この他に、自分が依頼する弁護士に対する着手金・報酬が必要となります。住宅ローンの支払いに苦しむ個人がこれだけの費用を用意することは困難です。

実際、民事再生手続を個人で申し立てる場合というのは、会社の申立てをする時に、一緒に代表者個人も申し立てるといったケースに限られているようです。

このように、住宅ローン債務者の場合は、現在の民事再生手続で問題の解決を図ることは困難です。

ただし、現在、小規模な個人債務者を対象として民事再生法の改正作業が進められています。既に、今年の7月28日に法制審議会倒産法部で「要綱案」が取りまとめられており、今秋の臨時国会には法案として提出されて法律が成立し、来年4月から施行することが予定されています。

この個人債務者の民事再生手続では、住宅ローンの支払いが困難な個人債務者について、住宅ローンの繰り延べ弁済が認められており、住宅を失わずに再生を図ることが可能となっています（ただし、住宅ローンの一部免除までは想定されていません）。

現在、収入の減少と不動産の価値下落により、住宅ローンの支払いに苦しむ債務者は数多く存在するものと思われますが、今のところ、これに対する有効な法的手段はなく、銀行と任意で話し合うか、さもないければ自己破産するしかないという状況です。

来年4月施行予定の個人債務者の民事再生手続は、このように住宅ローンに苦しむ債務者にとって有効な法的手段になり得るものと思われます。また、この手続は、住宅ローンに加え、小規模個人再生や給与所得者についての特則を設けています。

機会があれば、この手続について、もう少し詳しくお話ししたいと思います。

~~~~~

Copyright (C) 弁護士 蓑毛良和 (2000)